平成２５年（フ）第４７７号
栃木県宇都宮市川田町1125番地１　トサキⅡ307号室
債務者　石川有佳利
１　決定年月日時　平成25年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７９号
栃木県栃木市大森町439番地１　サンハイツケヅカＡ202、前住所栃木県栃木市吹上町1631番地１　ユーミーガーデンヒルズ302
債務者　古川奈三枝
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2261番地181
債務者　高橋　謙一
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８９号
栃木県宇都宮市岩曽町1428番地20　コーポＤＫ２－Ｃ－３
債務者　亀井　智明
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９３号
栃木県那須塩原市東原４番地307
債務者　根本恵美子
１　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８６号
栃木県栃木市新井町1003番地３
債務者　松尾　暦哉
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８２１号
東京都八王子市下恩方町566番地69
債務者　竹内　信行
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６７１号
神奈川県大和市福田８丁目14番地11　富士見ハイツ306号、住民票上の住所神奈川県横須賀市船越町５丁目16番地
債務者　藤野　恒治
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８５号
神奈川県藤沢市高倉854番地の１　コートビレッジ102
債務者　近藤　直美（旧姓長岡）
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１４号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ12棟101号
債務者　石井喜三郎
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６３５号
大阪市旭区高殿７丁目３番４―509号
債務者　加藤　　明
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６４９号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番18号　グランドール新石切301号
債務者　坂井　保司
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７４号
大阪市淀川区宮原４丁目３番23―502号
債務者　宮本奈緒美
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市国分名波町８番５―303号　東戸崎団地
破産者　羽立　麻未（旧姓田上）
１　主文　当裁判所が平成25年８月16日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目29番20号　パッションハイツ102号」とあるのを「鹿児島県霧島市国分名波町８番５―303号　東戸崎団地」と更正する。
２　決定年月日　平成25年10月８日
鹿児島地方裁判所加治木支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１９８号
宮崎県延岡市出口町10番地５
破産者　大瀬建設産業株式会社
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部